

平成 24 年度 第 1 回 八戸市廃棄物減量等推進審議会

日時： 平成 25 年 2 月 6 日（水） 14：00～16：00

場所： 八戸市公民館 2 階 会議室 1・2・3

議題 1 平成 24 年版 清掃事業概要について

会 長： 清掃事業概要につきましては、委員の方から事前に質問がございました。本日配布されています事前資料に関する資料に基づいて、今回は事務局が質問要旨とそれに対する見解を發表していただきまして、続きましてそれに対しまして委員の皆さまより追加質問あるいは補足をいただくということにいたします。

事務局： 清掃概要の 2 ページ、リサイクル事業について、平成 21 年度の 29.5 パーセントをピークに減少傾向にあり、平成 23 年度には 26.6 パーセントにまで減少している。これについて平成 24 年度の見込みはどうなっているのか。また平成 28 年度 30 パーセント、平成 33 年度 35 パーセントの達成に向けて具体的な計画はどうなっているのか、またこの施策による効果・見込みはどうなっているのかについてご質問がございました。これに対して事務局の回答は、まず平成 24 年度のリサイクル率の現時点における見込みは震災関連分を除き 27.3 パーセント程度となっております。次に中間年度である平成 28 年度のリサイクル率 30 パーセントに向けた施策の主なものとして、まず家庭系ごみに関しては現在、燃やせるごみ・燃やせないごみへの資源物混入状況が約 12 パーセントであることから、広報等により分別排出の啓発を進め、混入率を 5 パーセント程度まで減らすことで、対 23 年度比で約 3 ポイントリサイクル率上昇を図ります。次に事業系ごみに関しては行政処理施設において焼却している可燃ごみの約 10 パーセントについて古紙や厨芥類としての分別を促し、古紙取扱事業者や処分業許可業者の再資源化施設に誘導していくことにより、対 23 年度比で約 2 ポイント、リサイクル率の上昇を図ります。次に目標年度である平成 33 年度のリサイクル率 35 パーセントを達成するために、前述の平成 28 年度までの施策を推進する一方で、新たに選定やプラスチックなどの再資源率を構築することとしております。以上でございます。

会 長： それでは、ただ今の事務局の説明に対しまして何かご意見等ございましたらお願いいたします。ございませんでしょうか。ないようですので次の質問について、ご説明をお願いいたします。

事務局： 清掃事業概要の 2 ページ、八戸市の位置と面積の地域面積について訂正をお願いしたいということで、申し訳ございません、皆さんに本日お配りしている資料につきまして、委員からの質問部分の方だったのですが、平方と 305.17 こちらのほうが前後逆になっておりましたので、訂正させていただきます。これについてご指摘の通り誤りがありましたので、現在ホームページに掲載されているデータについては、すでに訂正済みで対応してございます。

会 長： よろしいでしょうか。それでは次、お願いします。

事務局： 26 ページ1 のところですが家庭ごみの排出状況（2）排出の適当度が①燃やせるごみへの資源物混入率が 10 パーセントほどであることまでに資源物・缶・ビン・ペットボトルの徹底度が 50 パーセントを下回っていること、この実態を広く市民に周知の上、改善のため市の広報紙等で以後 P R、啓蒙等が必要と思う。これに対しまして、資源となる紙類の燃やせるごみへの混入や缶・ビン・ペットボトルの不適正な排出状況については、ご指摘の通り、市民に周知し、改善に向けての啓発が必要と考えます。今後、資源となるものの適正な分別排出の徹底について市広報紙等による啓発をおこなってまいりたいと思います。以上でございます。

会 長： それでは、ただ今の事務局の説明に対しまして何かございましたらお願いいたします。

委 員： はい、私自身はかなり適正な分別のしかた排出のしかたをしているつもりですが、この数字をみるかぎりびっくりしたのが、昨年か一昨年だったでしょうか、市でやっていただいたエコツアーで清掃工場を見学した際に、実に不適正な排出の仕方をしているという事実をまのあたりにしました。その上でこれを見たら改めて「こうなんだなあ」というふうなことでですね、実は八戸市内を含めて県内のいろんなところで子供たちに環境学習だとかごみの分別に関わった事業等もさせていただいているときに、こういう実態だからということ子供たちに伝えてはいるのですけれども、まだまだ、例えばペットボトルにしても適正な出し方が半分以下だというふうなことで広く知らせることも必要ではないのかなと思いました。どうぞよろしくお願いします。

会 長： ご意見ありがとうございます。ほかに如何でしょうか。無いようでしたら次に進ませていただきたいと思います。それでは事務局お願いします。

事務局： それでは2 ページ目にまいります。清掃事業概要では 26 ページにございますが、廃棄物処理基本計画の概要について、この中の（3）数値目標、平成 22 年度の実績に震災ごみを含めているが施策のためには、震災ごみを除いて 1,002 g を 994 g、1,167 g を 1,159 g にしたほうがいいのかとご質問がございました。これに対しまして市の一般廃棄物処理基本計画の数値目標に掲げる、平成 22 年度のごみ排出量、その他にリサイクル率、最終処分量についてもなのですが、同年度に処理した震災による災害廃棄物 685 トンが含まれております。今後、統計や広報等に用いる数値は、他の年度と適正な比較が出来るよう、災害廃棄物を含む値、含まない値について目的に応じた使い分け、併記を行ってまいります。また次年度の清掃事業概要の動向によっても補足する記載を行ってまいりたいと思います。以上でございます。

会 長： ただ今の事務局の説明について何かございましたら、如何でしょうか。ご意見に従い適切に対応したいということですので、無いようでしたら次の質問をお願いいたします。

事務局： はい、それでは清掃事業概要では 27 ページでございますが、分別収集と処分に

ついて、まずその他紙をその他の紙の表現にしたほうが適切ではないか。次に廃食用油の拠点回収（10箇所）を増やす計画はないか。次に廃食用油の処分として公用車で使用とあるが具体的には何か、とのご意見をいただいております。それに対しましての回答ですが、まずその他紙については、平成19年度の分別収集回収からの分別区分名で、八戸市一般廃棄物処理基本計画や実施計画、また市民のかたにお配りしてあります「家庭ごみの分け方・出し方チラシ」等において、いずれも「その他紙」という分別区分名を使用しております。分別回収から5年が経過し、市民に浸透してきているものと思われることから、変更の予定はございません。次に平成18年9月の廃食用油利活用事業の開始日から市内10箇所で廃食用油の拠点回収を行い、回収油は順調で、最近3年は年間3万リットルほどで推移しております。一方で使用量についてはBDFを使用できる車両の減少により減ってきております。使い切れないものについては、市内のBDF製造事業所に売却しておりますが、BDFの利用拡充も含めた廃食用油のリサイクル用途が課題となっております。今後、BDFの、すみません、BDFと書いておるのですが、BDFを含めた廃食用油の利活用ということで、利活用方法等とあわせて適正な拠点回収についても研究してまいります。次に、平成24年度は清掃事務所のパッカー車1台と農業経営振興センターのトラクター1台、計2台の公用車の軽油代替エネルギー用としてBDFを使用しております。以上でございます。

会 長： はい、ただ今の事務局の説明につきましては如何でしょうか。

委 員： 3件で書いていただいたのですが、上の二つについては事情は解りました。よろしくどうぞお願いしたいと思います。一番下のところで回答ではなかったのですが、この本来の清掃事業概要で公用車というだけでは何か具体的には解らない、今回こうして初めて回答いただいたら解ったわけで、理解しやすいためには公用車例えば（パッカー車、トラクター各1台）とかですね、具体的に何なのかが解ったほうが親切な説明になるのではないだろうかと思えます。

事務局： はい、委員からご指摘がありました通り、確かに市民の方が公用車ということで、それが何の公用車かというのが解らない状況になっておりますので、こちらについては、委員ご案内の通り、括弧書きした上でどういった公用車か市民の方に解るように補足説明なりをしていきたいと思えます。以上でございます。

会 長： その他如何でしょうか。無いようですので次の質問のご説明をお願いします。

事務局： はい、それではページをめくっていただきます。3ページになります。清掃事業概要では31ページになります。こちらの廃食用油利活用事業でございますが、平成23年度のBDF製造量が前年度に比べ大幅に減少した理由は何かというご質問をいただいております。それに対しまして、平成22年度はパッカー車3台及びトラクター1台の計4台の軽油代替エネルギーを使用するためにBDFを製造していましたが、平成23年度は当初はパッカー車2台、年度途中からパッカー車1台のみでの使用となったことがBDF製造量減少の理由です。BDF使用車両が減った理由はBDFを使用可能であった車両の廃車によるものでございます。以上でご

ざいます。

会 長： はい、先ほどの続きという中味ですけれども、ただ今の事務局の説明につきまして何かございますか。

委 員： 理由は理解をしました。それで今回ということではなくて次回以降急激に減っているわけですね、平成 22 年度に比べて 23 年度のほうが、この急激な減少だけでも何でこんな急激な減少なのかということが、どこを見ても解らない。ということでこういうふうな急激に増えたとか急激に減ったという場合にはどこかやはり説明が必要ではないかどうかということをお願いしたいと思います。

事務局： はい、委員からご指摘のありました通り、やはり市民の方が急激な減少は何だということで、こちらとしてはこちらからあらかじめ補足説明なりご指摘がございすので、そういった表記については、来年度以降、検討してまいりたいと思います。以上でございます。

会 長： 他に如何でしょうか。無いようでしたら次の水質検査結果についてご説明をお願いします。

事務局： はい、清掃事業概要では 38 ページの部分にあたりますが、最終処分場の水質検査結果表について、まずアルキル水銀のみは排水基準等を満たしていないが特別な計画は必要なのか。次に 50 の測定項目の毒性等の補足説明が資料編にあればいい。これに対しまして、まず排出基準にある「検出されない」とは法令に基づく定量範囲域を下回ることを言います。その物質の定量範囲域は 0.0005 mg/l であり、それを下回っていることから基準を満たしております。次に測定項目かかる補足説明を今月渡しました別紙に示してございます。次年度以降の清掃事業概要の掲載については検討させていただきたいと思います。以上でございます。

会 長： それでは、ただ今の事務局の説明に対しまして何かございましたら。

委 員： 1 件目のアルキル水銀についての特別な対策と書いたのは、このアルキル水銀というのは、有名な水俣病の主な原因物質であるということをも自分自身理解していたために、それが多少なりとも検出されたという意味で特別措置を行う必要がないのかなという意味でお尋ねをしました。また資料の件については今日別紙を頂戴しましてありがとうございました。

会 長： ここでは「0」がかなり続くのですけれども、これは法令での基準値というのは記載通りなのですか。

事務局： 少し前までは、ここは多分「不検出」という表現になっております。この標記のしかたですが、年数は忘れましたが、結構以前になるのですけれども、定量下限値未満という表記にしましょうということで、0.0005 が定量下限ということで、これは不検出と同じ意味でございます。不検出と書くと定量下限値はいくらなんだというのは逆に解らなくなってしまうので、こういう表現になっております。

会 長： 他に如何でしょうか。無いようですので次の質問のご説明をお願いいたします。

事務局： はい、清掃事業概要では 5 ページです。施設の概要になりますが（1）八戸市一般廃棄物天狗沢最終処分場の他に、施設の施工業者名の記載はなく、市民の一般廃

棄物処理に直接関係しない事業者であり、記載する理由はなく、一部事業者に対する利益供与との取られかねないことから、施工者の名前の記載は不要ではないかのご意見をいただいております。これに対しまして、市の大規模な施設については設計・施工した者を明示する趣旨で掲載しているものをご理解いただければと存じます。なお、同ページの下段に参考として表示している広域処理組合の廃棄物処理施設については、広域事務組合の清掃事業概要において明記されております。以上でございます。

議題2 平成25年度 八戸市一般廃棄物処理実施計画について

事務局： 実施計画6ページ上段になりますが株式会社曾我産業の欄で処分能力が二つあるがどういう理由か。こちらに関しましてでございますが、株式会社曾我産業は移動式の破砕機を2機所有しております。それぞれの処理能力を併記しているかたちになっている理由でございます。以上でございます。

委員： はい、理解したのですが、私自身最初これを理解したときに前半のほうが1日当たり278トンでもう一つのほうが340トンということで、途中で曾我産業さんが処理施設を増設して、前半は278トンだったのだけれども後半はそうように増えたのかなというふうな理解のしかたをしたのです。でもほとんどのところはもちろん一つだけの表記なので今初めて説明を聞いて破砕機が2機あるのだということが解ったので、これも些細なことですけども補足説明の表記があれば理解の混乱はないのかなと思います。

事務局： はい、こちらのほうにつきましても補足する記載をさせていただきたいと思えます。

会長： はい、よろしいでしょうか。それでは次の質問のご説明願いたします。

事務局： 実施計画3ページ(3)事業系一般廃棄物に関してですが、そのなかで「収集運搬業者に依頼して処理するものとする。」という表記について、表記が収集運搬と処分の総称であることから誤解を与える恐れがあると、収集運搬業者に依頼して搬入するものとするに変更してはどうかというご意見がございました。これに関しましてはご指摘の通り、誤解を生ずる恐れがありますので、ここの部分の表記についてご指摘の通り、「当該事業者が自ら処理できない場合は、自らまたは収集運搬業者に依頼し処理施設に搬入するものとする。」と改めます。その次(4)排出限度量これは一般家庭が一定量以上の廃棄物がでた場合に関してでございますが、こちらにも同様の記載がありましたので、排出者が自らまたは収集運搬業者に依頼し処理施設に搬入するものとする。という形に改めさせていただきます。以上でございます。

会長： はい、ただ今の事務局の説明について如何でしょうか。

委員： 今日説明いただいたことに関しての、ちょっとだけ2ページの家庭系一般廃棄物のなかで、先ほどの説明で2番目の家庭における生ごみ減量の推奨というところで、

これまで続けてきたダンボールコンポストモニター制度はこれからは廃止しますよと、その代わりに、生ごみ処理機の補助を拡大する見込みという趣旨の説明をいただきました。とても良いことだなと思ってお話を聞きました。次年度の予算が確定しない段階で、お答えし難いと思うのですが答えられる範囲で、その補助の拡充・拡大していくことの解る範囲を少し説明いただけますか。かなりアバウトなことで結構ですから。

事務局： 委員からご配慮いただいたのでお答えいたしますので、まずダンボールコンポストモニター、こちらについては平成 16 年度から事業をおこなってございまして、モニター制度ということですが皆さんから収集したアンケート結果をいただきまして、この結果、毎年なのですが、おおむね 9 割の方がごみ減量効果を実感できているということで、こちらは実践的な意味のモニターというのがもう終了する段階にきているということで、ごみ減量効果というのが十分に検証できましたことからモニター制度廃止するのですが、引き続き、利用していただきたいということでの啓発活動はおこなってまいりたいという趣旨でございまして。その他、生ごみ処理機器の拡充ということですが、お答えできる範囲でお答えしますが、現在電動式生ごみ処理機の補助事業をおこなってございまして、こちらについては購入価格、店頭での購入価格、販売価格の 3 分の 1 または 1 万円の低いほうを補助としておこなって、実際の店頭でお買い求めなされる場合は大体 5 万円から 6 万円くらいの価格になってございまして。それから計算しますと補助金額は 1 万円ということで、やはり価格に対してイニシアチブが働く補助金額としては低いのではないかというご意見で、これについては上限に 2 万円ということで財政当局には要求して、この線で来年度は実施してまいりたいと思っております。それと購入先ということですが、現在市内の販売店ということに限ってございまして、これについても市民の利便性ということで、ネットでの購入も了承する形で進めていきたいと思っております。あと、水きり事業のほうなのですが、皆さまもご存じの方がいらっしゃるかと思うのですが、水きりカラットという、水きりをする専用のバケツがあるのですが、そちらのほうを市民の方に一定期間使っていただきまして、水きりといいますとまず三要素からなりますが、できるだけ濡らさない、それから濡れたものはひと絞りする、そのあともうひと超えということで乾燥もお願いしたい、と。このバケツは乾燥を促進するためのバケツでございまして、そういった水きりの効果を実証、実感していただくためのモニター事業というものを来年度は検討してございまして。実証効果が確認できた場合は、ダンボールコンポスト制度と同様に、その機器なり乾燥ということも含めて啓発はおこなってまいりたいと考えてございまして。以上でございます。

委員： 実は、この電動式の生ごみの処理機について市町村ごとでどこでどれくらい補助を出しているかということ調べたことがあったのです。そうしましたら、八戸市の近隣でも八戸市より上限額の多いところもあったので、八戸市もそこに置いたらいいなあという思いでいましたので、今上限額を増やすという意向を出してい

いただきましたので非常にありがたいなど。同時に、ダンボールコンポストに代わるモニター制度で水きりバケツをやるということで期待をしています。

事務局： 一言、念のため申し添えますけれども、これは今の時点では、あくまでも案でございます。議会を通らないとよそには出せないことでございます。今、政策課サイドで考えている案ということで、皆さまにはご理解いただきたいと思います。これは、変る可能性がございますので、そこはご理解いただきたいと思います。

会長： 実施計画について、その他如何でしょうか。はい、どうぞ。

委員： 計画書そのものについてというよりも今のダンボールコンポストだけじゃなくて、BDFの事業なんかも、そろそろ機械の耐用年数とか、それから先ほどのお話にあったように、ディーゼル車の確保とかですね、これも逆にいうとすごい規制がかかるので環境政策課としては、自らの車を使うということでやっていますけれども、下水道を汚さないとか、いろんな意味での廃食用油の回収という事業がありますので、そこから考えるのであれば10年ぐらいをめどにして方向転換を打ち出してもいいのではないかなど。この審議会ですることかどうかはわかりませんが、例えば、逆にBDFまでやらないでも、廃食用油でのボイラー用の燃料に使うとかというのはもう実現・実用されていますので、そっちのほうに切り替えることも一つ検討されてもいいのではないかなど思っていました。ただ、こっちの計画書を変えろという意味ではないのですね、民間業者や市民の方に呼びかけ、協力してもらって、折角燃料としての再利用ができること、それから下水道の中いろんな物が詰まっていく原因を少しでも減らせているという、その意味もありますので、BDFだけに拘らずにですね、事業を続けていただきながら、もう少し負荷の少ない方法でも構いませんので、そろそろ考えてもいい時期ではないかなというふうに思っていました。

事務局： 今、委員からご意見いただきましたけれども、今まさにこれも含めまして、将来的にどうやっていこうか検討しているところでございます。施設備品も段々と老朽化しているということもありますし、あと国庫補助でやっているものですから、ある一定期間は使用しなければならないという部分もございます。それからBDFを使用できる車両がなくなってきていると。しかし、折角3万リットルまで回収できている事業でございます。これをこれからどう評価していくかというのを、今まさにBDFおっしゃった通り拘らないで、これをどう活かしていくかということは今検討をしているところで、近々のうちにはある程度の結論を出さなければいけないだろうと思います。ただいまのご意見、大変参考になりました。ありがとうございました。

議題3 八戸市指定ごみ袋に関するアンケート調査結果について

事務局： 委員からの質問ですが、八戸市指定ごみ袋の容器が非常に安価だと思う。支払う市民は単純に安いほうがよいと感じるだろうが、八戸市のごみ処理経費や最終処分場建設費等と比較して判断すれば、料金を引き上げて減量効果を期待することへの

理解が増えるのではないか。一家のごみ処理費は月当たり 500 円以下と推定する。他の生計費と比較して非常に安いのではないか。また本日資料としております、北九州市の例ですが、55 リットル1枚当たり 50 円という方法もある。それに対して市の見解としましては、市指定のごみ袋の販売収入のごみ処理経費に占める割合は 10 パーセントほどですが、有料化導入時の全国市長会の調査では、ほとんどの都市で有料化による負担割合が、ごみ処理経費の 5 パーセントから 10 パーセントとの結果になっていることから、市は市民に負担願える範囲内かつ減量効果の出る金額として、45 リットルで 1枚当たり 30 円と設定したものでございます。今回のアンケート調査では、当市の販売価格が県内や全国で見ても概ね平均的であることや、ごみ処理経費等の情報を示した上で約 8 割近くの方が料金は適切だろうと思うと回答していることから、その料金設定については概ね理解が得られているものと考えております。ご指摘の通り、販売価格、ごみ処理手数料に当たりますが、ここを上げれば減量効果が得られるかと思いますが、その場合、市民が排出抑制や分別によって減量に取り組めるよう啓発も含めた新たな減量リサイクル施策の展開も併せて必要と考えます。また減量に向けて市民の協力を得るためにはごみ処理にかかる情報提供により運営したが必要と考えております。ご案内の通り、北九州市では、市指定ごみ袋の見直しをおこない、45 リットルでは 15 円だったものを 50 円へと値上げ変更しておりますが、今後ごみ減量効果を上げている他市の取り組みについて勉強してまいりたいと思っております。以上でございます。

会 長： はい、それではただ今の事務局の説明につきまして何かございましたらお願いいたします。

委 員： いろんな考え方があると思うのですが、先ほどのリサイクル率の質問と併せて、八戸市として環境負荷の軽減とか、ごみ処理コストの軽減と税金の使い方を含めて、市としてどういうふうにやっつけようかということの一端として、これがあると思うのです。ですからこれは総対費として安いかなと思うのですが、高い、安いではなくて、ごみ処理コストというのは非常に高いよと、また水と空気はタダじゃないといいますが、ごみ処理だってタダじゃないわけですね。一般市民がごみというのは出して当たり前で、処理してもらって当たり前という意識から、市民全員がその減量化をしてコストを下げ、税金を効率よく使おうということへ、どういうふうにして啓蒙していかうかということが大事なのではないかなと思います。弊社では、いろいろな産業廃棄物のリサイクルをしており、同じように排出者にいろんな説明をするのですが、よく理解いただいている排出者さんと、非常に理解されない排出者とおります。とにかく安ければいいというような排出者はモラルが低いようなごみの出し方をしますし、そういうことに対して、我々はいろんな指導なり、立ち入ったりしていろんな説明をして、理解をしていただく努力をして、適正な産業廃棄物処理料金を支払っていただくための活動をしておりますけれども、やはり安い廃棄物処理料を続けると、安いコストをして不適正処理とかですね、不法投棄とかということにつながるだろうと思いますので、適正な

コスト、コストはもちろん下げなければなりませんけれども、やはりお金がかかるのだということを理解して減量化していこうということで、今後も皆で協力してやっていく必要があるのではないかなと思ってこういう質問を出させていただきましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

会長： 受け賜わるということでよろしいですね。それでは、その他このアンケートにつきまして如何でしょうか。

委員： アンケートの実施、そして今日のご説明本当にありがとうございました。私自身このモニターで回答した一人なのですけれども、書き難かったところは取って付きのところは多分高くなるだろうなと思ったのですが、ここに書かれているほとんどのモニターの方がそういう意味で書かれているので、もしも環境政策課で取って付きの製造コストを把握されていたら、例えば、もしこれを採用している他の市町村のデータがもしあれば、教えていただければ。二つ目はこのアンケートの結果として再度検討するべきということで結論を持ち越しなのですが、このアンケート結果の公表、市民への公表というのはいつ頃どういう方法で考えられているのか。そして3点目は、最終的にいつ頃までには結論を出すというか、決定をしたいと思っておられるかをお伺いしたいと思います。

事務局： 委員からご質問のございました3点について、まず取って付きにはどれくらいのコストアップになるかということで、以前に業者のほうから参考見積りを徴収したことがあります。具体的には現在45リットルものと1枚当たり概ね6円の製造単価になっておりますが、これが1.5円の増ということで、割合でいいますと約25パーセントの上昇になるということです。ちなみに、ごみ処理手数料、市民からいただいているものというのが、年間で2億6,000万円ほどなのですが、内ごみ袋の製造に係る製造コストが6,000万円ほどでございます。単純計算ですが、サイズによってですとか、もし材質を変えとなれば材質によって、そのコストというのも一概にいけない部分があるかと思いますが、単純に先ほどの割合をかけたとすれば、それまで6,000万円の製造コストだったのが、大体7,500万円くらいになるということで概算でございますが、参考までの数値ということでお伝えしたいと思います。

その他、公表ということと、いつまでに決定するかということでございましたけれども、公表については、まだこの内容についてアンケートを書いていたいただいた方々へのお知らせをまだおこなっていないような状態で、結果のとりまとめばかりの状態なので、どのようなかたちで公表するかというのは、これから少し考えさせて下さい。その上で何らかのかたちで公表することになります。いつまで決定するかということですが、決定する内容というのは、アンケートのなかで聞いているわけですが、このアンケート結果の全てをもってどうするということではございませんけれども、今、99名の方からですけれども、このような考え方があるということが分かりましたので、これを基に、更にこれからいろんな意見を聞きながら検討していきたいと思っております。いつまで何を決めるというのは今

のところ具体的には決まっておりません。

議題4 環境政策課が所管する附属機関の統合案について

会 長： 同じ委員の数ということになりますと、現在のごみ減量のほうの審議会ですと、生産流通回収業者が3分の1弱くらい占めているのですけれども、そうするとこのへんも減らしてという格好になるのですか。

事務局： 今の段階で明確にお示しできないのですけれども、今、合わせて39名の委員の方々からいらっしゃいますが、統合して最後は20名程度の審議会になりますので、例えば、両方とも同じ団体から推薦していただいているところもありますが、どういう団体からお願いするかというのは、また今から時間をかけて検討させていただきたいと思います。